

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①大樹町の人口構造

大樹町の人口は、昭和22年(1947年)の臨時国勢調査の11,670人をピークに減少を続け、直近の令和2年(2020年)の国勢調査では5,420人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続け、令和22年(2040年)には、3,990人になるものとされている。

◆年齢(5歳階級)男女別人口 総数5,420人(令和2年国勢調査)



出典：統計ダッシュボード (<https://dashboard.e-stat.go.jp/>)
統計ダッシュボードのデータを加工して作成

◆産業別人口(15歳以上の就業者)

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	3,187	1,836	1,351	3,106	1,766	1,340	3,060	1,765	1,295
第一次産業	1,037	620	417	980	596	384	951	590	361
農業	901	512	389	845	419	389	832	498	334
林業	51	42	9	31	22	9	37	23	14
漁業	85	66	19	104	83	21	82	69	13
第二次産業	561	392	169	532	377	155	582	416	166
鉱業	1	1	0	4	3	1	1	1	0
建設業	209	171	38	192	153	39	202	158	44
製造業	351	220	131	336	221	115	379	257	122
第三次産業	1,587	822	765	1,564	774	790	1,522	755	767
電気・ガス・熱供給・水道料	22	18	4	24	20	4	30	28	2
運輸・通信業	118	102	16	109	95	14	102	84	18
卸売・小売業・飲食店	319	148	171	319	148	171	291	130	161
金融・保険業	30	11	19	32	12	20	24	6	18
不動産業	6	5	1	7	4	3	8	5	3
サービス業	956	436	520	933	391	542	932	405	527
公務(他に分類されないもの)	136	102	34	140	104	36	135	97	38
分類不能の産業	2	2	0	30	19	11	5	4	1

[令和2年国勢調査確定値]

②大樹町の産業構造

大樹町の産業構造は、基幹産業の農業と漁業による第1次産業が中心である。農業は、土地改良事業をはじめとする各種農業施策の積極的な展開により、規模拡大と法人化、生産基盤の整備や近代化を推進し、現在の酪農のまち大樹を築きあげてきた。農家約160戸が約14,200ヘクタールの農地を耕作し、大規模経営の農業が主軸となっている。生乳生産量は、14万2千トン（令和3年度）で、乳業メーカーの工場に出荷され、チーズなどの乳製品に加工され全国に届けられている。酪農の他、肉用牛、畑作と併せてわが国の食糧生産基地のひとつとして重要な役割を果たしている。

漁業は、町内に2つの漁港があり、秋鮭、シシャモ、毛ガニ、ホッキなどが主要魚種となっている。大宗漁業の秋鮭は、近年気象変動などの影響により漁獲が激減しており厳しい状況が続いている。

製造業では、上述の大手乳業会社のチーズ工場や製材工場などが地元の農畜産物や木材の加工を行っている。

商業は、人口減少や帯広市圏への購買力の流出などにより、事業所数は減少傾向となっている。

また、昭和60年に「北海道航空宇宙産業基地構想」が発表されて以降、大樹町は「航空宇宙」をまちづくりの一つのテーマとして様々な取組みを進めてきており、東部沿岸に整備された北海道スペースポートを拠点に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）をはじめとする研究開発機関や大学、関連企業の実験が行われているほか、民間で国内初となる宇宙輸送を担うロケット開発を目指す企業が町内に設立され、実用ロケットの開発を進めており、航空宇宙産業の成長が期待できる。

③大樹町の中小企業者の実態等

大樹町の中小企業者の実態としては、大樹町商工会の会員数で見ると減少傾向であり（令和5年4月1日現在192事業所）、中小企業者全体においても同様の傾向である。さらに、人手不足や後継者不足の課題にも直面していることから、行政による多面的な支援の必要性が高まっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の衰退を最小限に抑えることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関

する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

大樹町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

大樹町の産業は、沿岸部から山間部までと広域に存在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

大樹町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日～令和7年6月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。